



熊本県公報

第13349号
令和6年(2024年)
7月19日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の変更…………… (//) 2
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の指定…………… (//) 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
- 道路の区域変更…………… (//) 3
- 生活保護法における介護機関の指定…………… (社会福祉課) 3
- 生活保護法における指定介護機関の廃止…………… (//) 4
- 生活保護法における指定介護機関の変更…………… (//) 5
- 三角港港湾施設の概要…………… (港湾課) 6
- 令和6年度(2024年度)予算の要領…………… (財政課) 6

公 告

- 熊本県環境影響評価条例に基づく公聴会の開催…………… (環境保全課) 22
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見…………… (商工振興金融課) 25
- 令和6年度(2024年度)熊本県職員グループウェアシステム機器更改に伴う移行業務委託契約に係る相手方の決定…………… (システム改革課) 25
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 26
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 26
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 26

登 載 依 頼

- 有明海自動車航送船組合議会令和6年第1回臨時会の招集告示…………… (有明海自動車航送船組合) 26
- 熊本県有明海区におけるはまぐりの採捕制限…………… (有明海区漁業調整委員会) 26
- 令和6年度(2024年度)第1回熊本県文化財保護審議会の開催…………… (文化財保護審議会) 27
- 「固定電話に防犯機能を付加する機器」購入支援業務の落札者決定…………… (警察本部生活安全企画課) 27
- 令和6年度(2024年度)第1回熊本県立図書館協議会の開催…………… (熊本県立図書館協議会) 27
- 熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則…………… (高校教育課) 28
- 第4回第4期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会の開催…………… (教育政策課) 28
- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 28
- 令和6年度(2024年度)第1回熊本・上益城地域保健医療推進協議会熊本中央救急医療圏救急医療専門部会の開催(熊本・上益城地域保健医療推進協議会熊本中央救急医療圏救急医療専門部会) 29

告 示

熊本県告示第678号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定施術機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和6年(2024年)7月19日

熊本県知事 木 村 敬

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
江藤 智江美	ひかり整骨院	上益城郡嘉島町鯉1	令和6年(202

川野 絃美		832-2	4年) 4月17日
(はり・きゅう師)			
施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
川野 絃美	ひかり鍼灸院	上益城郡嘉島町鯉1 832-2	令和6年(2024年) 4月17日

熊本県告示第679号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定施術機関から事業の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和6年(2024年)7月19日

熊本県知事 木村 敬

(柔道整復師)

施術者の氏名	変更事項(施術所の所在地)		施術所の名称	変更年月日
	旧	新		
古田 啓一朗	菊池市隈府1073-1	菊池市北宮279-4	啓光堂接骨院	令和6年(2024年)4月1日

熊本県告示第680号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和6年(2024年)7月19日

熊本県知事 木村 敬

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
久保 和広	だいわ整骨院	葦北郡芦北町湯浦1-3	令和6年(2024年)3月1日
池松 和孝	いけまつ整骨院	葦北郡芦北町花岡1677-18	令和6年(2024年)1月31日
甲斐 誠司 山中 瞬信 丸山 祐芽 上野 貴大 辻中 雄斗	甲斐整骨院 光の森永江院	合志市幾久富1758-294	令和6年(2024年)6月19日
藤本 諒 曾原 千咲 市村 謙征	甲斐整骨院 ゆめモール合志院	合志市合生4241-1	令和6年(2024年)6月19日

(はり・きゅう師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
椎原 章博	訪問マッサージ KEiROW熊本武蔵ヶ丘ステーション	菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北1丁目5-11 神山ハイツII	令和6年(2024年)4月17日

(あん摩マッサージ指圧師)

氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
林田 優哉	在宅マッサージひのわ	球磨郡多良木町大字黒肥地6495番地	令和6年(2024年)5月24日

熊本県告示681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和6年（2024年）7月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）7月19日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	389号	天草市天草町大字下田南字新田 3991番4地先から 天草市天草町大字下田南字浜 3262番1地先まで	925.5	広域連携 改築

2 供用を開始する期日 令和6年（2024年）7月20日

熊本県告示第682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年（2024年）7月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）7月19日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	囲碁用線	下益城郡美里町川越字澤水 2183番1地先から 同所 2182番1地先まで	前	5.5 ～ 10.6	6.3	単道改
			後	5.5 ～ 11.5		

2 区域を変更する期日 令和6年（2024年）7月19日

熊本県告示第683号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年（2024年）7月19日

熊本県知事 木 村 敬

(通所リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
球磨郡公立多良木病院企業団 球磨郡多良木町多良木4210	球磨郡公立多良木病院企業団 短時間通所リハビリテーション事業所 球磨郡多良木町多良木4210	令和6年（2024年）5月1日

(介護予防通所リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
球磨郡公立多良木病院企業団 球磨郡多良木町多良木4210	球磨郡公立多良木病院企業団 短時間通所リハビリテーション事業所	令和6年（2024年）5月1日

	球磨郡多良木町多良木4210	
--	----------------	--

(居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
総合メディカル株式会社 福岡県福岡市中央区大名2丁目9番23号	そうごう薬局 荒尾店 荒尾市荒尾813-3	令和6年(2024年)6月19日
総合メディカル株式会社 福岡県福岡市中央区大名2丁目9番23号	そうごう薬局 菊池店 菊池市隈府南古町472-5	令和6年(2024年)6月12日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人 村上会 上天草市姫戸町姫浦2528番地6	医療法人 村上会 村上医院 上天草市姫戸町姫浦2528番地6	令和6年(2024年)5月14日
総合メディカル株式会社 福岡県福岡市中央区大名2丁目9番23号	そうごう薬局 荒尾店 荒尾市荒尾813-3	令和6年(2024年)6月19日
総合メディカル株式会社 福岡県福岡市中央区大名2丁目9番23号	そうごう薬局 菊池店 菊池市隈府南古町472-5	令和6年(2024年)6月12日

熊本県告示第684号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和6年(2024年)7月19日

熊本県知事 木 村 敬

(通所介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
通所介護ほほえみ 荒尾市荒尾539番地1	通所介護ほほえみ 荒尾市荒尾539番地1	令和6年(2024年)5月31日

(介護予防通所介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
通所介護ほほえみ 荒尾市荒尾539番地1	通所介護ほほえみ 荒尾市荒尾539番地1	令和6年(2024年)5月31日

(介護療養型医療施設)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
医療法人 岡部病院 水俣市桜井町3丁目3番3号	医療法人 岡部病院 介護療養型医療施設 水俣市桜井町3丁目3番3号	令和6年(2024年)3月30日
医療法人 潤幸会 上益城郡山都町浜町167-1	伴病院 上益城郡山都町浜町167-1	令和6年(2024年)3月29日

(訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
医療法人 潤幸会 上益城郡山都町浜町167-1	伴病院 上益城郡山都町浜町167-1	令和6年(2024年)3月29日

(訪問リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
医療法人 潤幸会 上益城郡山都町浜町167-1	伴病院 上益城郡山都町浜町167-1	令和6年(2024年)3月29日

(居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
医療法人 潤幸会 上益城郡山都町浜町167-1	伴病院 上益城郡山都町浜町167-1	令和6年(2024年)3月29日
有限会社 大渡薬局 宇土市松原町35番13	光の森調剤薬局 菊池郡菊陽町光の森6丁目1番11	令和6年(2024年)5月31日
クラフト株式会社 東京都千代田区大手町一丁目3番1号	安民堂薬局 西間店 人吉市土手町25番地2	令和6年(2024年)5月15日

(福祉用具貸与)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
有限会社 エンゼル 菊池郡菊陽町光の森3丁目6-15	有限会社 エンゼル 菊池郡菊陽町光の森3丁目6-15	令和6年(2024年)3月31日

(特定福祉用具販売)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
有限会社 エンゼル 菊池郡菊陽町光の森3丁目6-15	有限会社 エンゼル 菊池郡菊陽町光の森3丁目6-15	令和6年(2024年)3月31日

(介護予防福祉用具貸与)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
有限会社 エンゼル 菊池郡菊陽町光の森3丁目6-15	有限会社 エンゼル 菊池郡菊陽町光の森3丁目6-15	令和6年(2024年)3月31日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
有限会社 エンゼル 菊池郡菊陽町光の森3丁目6-15	有限会社 エンゼル 菊池郡菊陽町光の森3丁目6-15	令和6年(2024年)3月31日

熊本県告示第685号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残

留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和6年(2024年)7月19日

熊本県知事 木 村 敬

(居宅介護支援)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社弘プラン 上益城郡益城町広崎 491-1	ケアプランハウスのあ 上益城郡益城町広崎 853番地14B棟	事業所所在地・名称		令和6年(2024年) 4月1日
		上益城郡益城町古閑511番地 ひろさき居宅介護支援センター	上益城郡益城町広崎853番地14B棟 ケアプランハウスのあ	

(介護予防訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社愛和 八代市古閑浜町1-30	ヘルパーステーションかざぐるま 八代市田中町19-9	事業所所在地		令和6年(2024年) 4月1日
		八代市古閑浜町1番46号	八代市田中町19-9	

熊本県告示第686号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示し、令和6年(2024年)7月19日から当該港湾施設の供用を開始する。

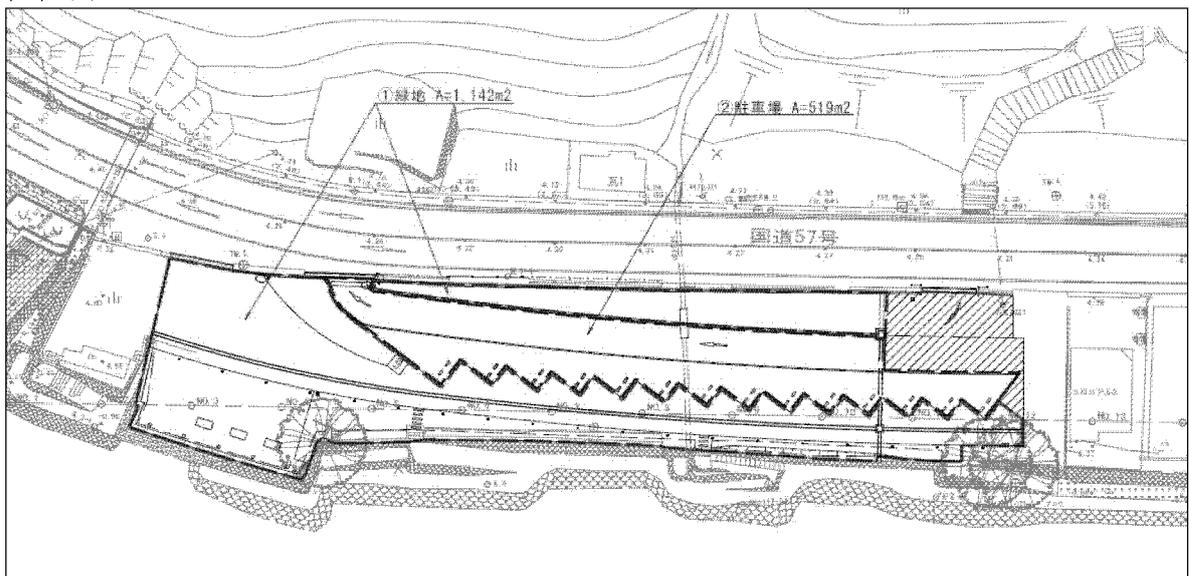
令和6年(2024年)7月19日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 港湾名 三角港
- 2 所在 宇城市三角町三角浦地内
- 3 概要

番号	種類	数量及び能力
①	緑地	面積1,142平方メートル
②	駐車場	面積519平方メートル

4 位置図



熊本県告示第687号

令和6年度(2024年度)熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が令

和6年6月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和6年（2024年）7月19日

熊本県知事 木 村 敬

令和6年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

令和6年度熊本県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85,399,797千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 856,148,197千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		2,219,186	1,940,929	4,160,115
	1 分担金	328,530	369,164	697,694
	2 負担金	1,890,656	1,571,765	3,462,421
2 使用料及び手数料		9,037,556	216	9,037,772
	1 手数料	2,614,587	216	2,614,803
3 国庫支出金		98,004,778	23,595,556	121,600,334
	1 国庫負担金	42,325,321	29,793	42,355,114
	2 国庫補助金	53,960,619	23,564,075	77,524,694
	3 国庫委託金	1,718,838	1,688	1,720,526
4 財産収入		1,461,187	560,096	2,021,283
	1 財産運用収入	893,184	8,857	902,041
	2 財産売却収入	568,003	551,239	1,119,242
5 寄附金		620,796	17,300	638,096
	1 寄附金	620,796	17,300	638,096

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6 繰 入 金		38,118,811	20,395,211	58,514,022
	1 特 別 会 計 金 繰 入 金	258,935	116,000	374,935
	2 基 金 繰 入 金	37,859,876	20,279,211	58,139,087
7 諸 収 入		63,862,838	3,163,489	67,026,327
	1 貸 付 金 入 元 利 収 入	52,286,465	750,009	53,036,474
	2 受 託 事 業 入 収 入	1,749,783	586,148	2,335,931
	3 収 益 事 業 入 収 入	2,612,780	119,000	2,731,780
	4 雑 入	7,105,260	1,708,332	8,813,592
8 県 債		40,761,998	35,727,000	76,488,998
	1 県 債	40,761,998	35,727,000	76,488,998
歳 入 合 計		770,748,400	85,399,797	856,148,197

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,864,730	884	1,865,614
	1 議 会 費	1,864,730	884	1,865,614
2 総 務 費		35,565,988	3,168,351	38,734,339
	1 総務管理費	14,197,233	1,617,281	15,814,514
	2 企 画 費	7,271,684	1,492,789	8,764,473
	3 徴 税 費	7,831,486	2,391	7,833,877
	4 市 町 村 費	3,158,340	18,978	3,177,318
	5 防 災 費	2,215,677	36,912	2,252,589
3 民 生 費		104,775,025	1,839,078	106,614,103
	1 社会福祉費	58,967,315	1,170,106	60,137,421
	2 児童福祉費	40,353,436	665,212	41,018,648
	3 生活保護費	4,825,715	3,760	4,829,475
4 衛 生 費		60,292,839	2,474,758	62,767,597
	1 公衆衛生費	45,651,674	2,361,452	48,013,126

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 環境衛生費	11,445,295	97,605	11,542,900
	3 医 薬 費	1,518,581	15,701	1,534,282
5 労 働 費		4,754,570	131,946	4,886,516
	1 労 政 費	194,737	24,923	219,660
	2 職 業 訓 練 費	4,219,321	86,255	4,305,576
	3 失 業 対 策 費	227,582	20,768	248,350
6 農 水 産 業 林 費		44,099,051	23,173,161	67,272,212
	1 農 業 費	16,119,655	3,445,638	19,565,293
	2 畜 産 業 費	3,214,404	665,043	3,879,447
	3 農 地 費	11,196,333	11,415,160	22,611,493
	4 林 業 費	9,139,147	6,087,179	15,226,326
	5 水 産 業 費	4,429,512	1,560,141	5,989,653
7 商 工 費		64,404,517	4,142,378	68,546,895
	1 商 業 費	54,978,849	1,473,208	56,452,057
	2 工 鉱 業 費	7,690,133	2,163,010	9,853,143

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 観 光 費	1,735,535	506,160	2,241,695
8 土 木 費		45,244,769	47,760,465	93,005,234
	1 土木管理費	2,555,177	506,237	3,061,414
	2 道 橋 路 橋 り よ う 費	19,870,364	23,763,452	43,633,816
	3 河川海岸費	10,738,782	18,913,599	29,652,381
	4 港 湾 費	2,684,716	3,065,651	5,750,367
	5 都市計画費	7,761,723	1,149,077	8,910,800
	6 住 宅 費	1,634,007	362,449	1,996,456
9 警 察 費		42,132,791	779,406	42,912,197
	1 警察管理費	37,634,902	58,262	37,693,164
	2 警察活動費	4,497,889	721,144	5,219,033
10 教 育 費		146,612,987	1,923,270	148,536,257
	1 教育総務費	36,830,067	409,164	37,239,231
	2 高等学校費	32,427,413	1,011,980	33,439,393
	3 特 別 支 援 学 校 費	12,965,208	345,814	13,311,022

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 社会教育費	2,732,198	122,414	2,854,612
	5 保健体育費	2,369,917	33,898	2,403,815
11 災害復旧費		17,894,017	6,100	17,900,117
	1 農林水産業 災害復旧費	8,157,418	6,100	8,163,518
歳 出 合 計		770,748,400	85,399,797	856,148,197

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
1 阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備調査業務	令和7年度	245,000
2 竜北地区農村地域防災減災事業 氷 川 町	令和7年度	507,000
3 漁業取締船「ひご」・「あまくさ」 代船建造事業	令和7年度	730,400
4 伝統工芸館施設賃借	令和7年度	8,675
5 街路事業費	令和7年度 ～令和8年度	1,470,000
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度	600,000 870,000
6 八代農業高校泉分校整備事業 八 代 市	令和7年度	10,000
7 宇上高校整備事業 宇 土 市	令和7年度	43,000
8 天草拓心高校マリン校舎整備事業 荅 北 町	令和7年度	18,000
9 大津支援学校整備事業 大 津 町	令和7年度	538,178
10 特別支援学校仮設校舎賃借	令和7年度	25,410

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額180億5,000万円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	令和6年度 ～令和19年度	千円 202,960	1 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額210億5,000万円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	令和6年度 ～令和19年度	千円 231,760
2 警察関係業務	令和7年度	636,630	(補正前に同じ)	令和7年度	735,355
3 情報処理関連業務	令和7年度 ～令和9年度	2,391,790	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和9年度	3,705,395
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度	940,214 1,013,396 438,180		年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度	1,549,414 1,597,807 558,174
4 事務機器等賃借	令和7年度 ～令和16年度	2,637,276	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和16年度	2,771,255
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度	635,698 517,476 517,148 515,643 267,002 167,327 9,754 2,891 2,891 1,446		年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度	665,450 539,079 538,751 537,246 287,892 185,855 9,754 2,891 2,891 1,446

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
障がい者福祉施設整備事業費	千円 209,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
造林国庫補助事業費	31,000	共団体金融機構、	(ただし、	半年賦元利均等
河川海岸保全国庫補助事業費	150,000	会社、その他	利率見直し	償還又は元金均等
空港直轄事業負担金	99,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り	償還、満期一括償
土地改良直轄事業負担金	737,000	券発行(他の地方	入れる資金	還等
農地海岸直轄事業負担金	497,000	公共団体との共同	について、	ただし、県財政
道路直轄事業負担金	6,389,000	発行を含む。)	利率の見直	の都合により、繰
河川直轄事業負担金	2,154,000	(その他) 工事その他の都	しを行った	上償還をなし、又
砂防直轄事業負担金	718,000	合により、一部又	後において	は借換えをすること
港湾直轄事業負担金	786,000	は全部を翌年度以	は、当該見	直し後の利
総合福祉センター整備事業費	4,000	降に繰り下げて借	直し後の利	率)
林地崩壊防止事業費	9,000	り入れることがで		
漁業取締船建造費	364,000	きる。		
天草空港整備費	55,000	発行価格が額面		
単県公園整備費	32,000	金額を下回るとき		
治発山生過単年県災災害復旧事業費	4,000	は、その発行差額		
		をうめるため必要		
		な金額を加算した		
		額を限度額とする		
		ことができる。		
計	12,238,000			

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
土地改良国庫補助事業費	1,331,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	2,672,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	231,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	243,000			
農地防災国庫補助事業費	117,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	253,000			
洪水防除国庫補助事業費	506,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還 等	549,000			
林道国庫補助事業費	304,000	証券借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	ただし、県	571,000			
治山国庫補助事業費	1,285,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	2,539,000			
保安林整備国庫補助事業費	90,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	より、繰上償 還をなし、又	205,000			
沿岸漁場整備国庫補助事業費	113,000	(その他)	おいては、	は借換えをす ることができ	159,000			
漁港国庫補助事業費	40,000	工事その他 の都合により、	当該見直 し後の利	る。	355,000			
漁港海岸保全国庫補助事業費	1,000	一部又は全部	率)		30,000			
観光施設整備事業費	194,000	を翌年度以降 に繰り下げて			208,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	4,344,000	借り入れるこ とができる。			7,006,000			(補正前に同じ)
道路維持国庫補助事業費	1,658,000	発行価格が			3,034,000			
河川国庫補助事業費	785,000	額面金額を下 回るときは、			2,467,000			
砂防国庫補助事業費	714,000	その発行差額 をうめるため			2,246,000			
港湾建設国庫補助事業費	96,000	必要な金額を 加算した額を			554,000			
土地区画整理事業費	500,000	限度額とする ことができる。			533,000			
街路国庫補助事業費	1,047,000				1,143,000			
都市公園整備事業費	120,000				196,000			
公営住宅公建設事業費	262,000				440,000			
県立劇場整備事業費	32,000				77,000			
心身障害児福祉施設整備事業費	158,000				253,000			
技術短期大学校整備事業費	253,000				303,000			
農業試験機関整備事業費	208,000				211,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
単 県 農 業 農 村 整 備 事 業 費	千円 63,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 106,000			
単 県 林 道 整 備 事 業 費	3,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	69,000			
単 県 治 山 事 業 費	66,000	融機構、会社、	利率見直	均等償還又は	75,000			
森 林 公 園 整 備 事 業 費	1,000	その他	し方式で	元金均等償還、	5,000			
単 県 漁 港 整 備 事 業 費	37,000	(借入方法) 証書借入又	借り入れ	満期一括償還	40,000			
県 有 施 設 係 全 改 修 事 業 費	363,000	は証券発行(他	ついで、	ただし、県	693,000			
単 県 道 路 整 備 事 業 費	1,657,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	4,906,000			
単 県 河 川 整 備 事 業 費	3,301,000	体との共同発	直しを行	より、繰上償	8,597,000	(補 正 前 に 同 じ)		
単 県 砂 防 整 備 事 業 費	1,229,000	行を含む。)	った後に	還をなし、又	2,196,000			
単 県 河 川 海 岸 整 備 事 業 費	1,000	(その他)	おいては、	は借換えをす	72,000			
単 県 港 湾 整 備 事 業 費	334,000	工事その他	当該見直	ることができ	394,000			
単 県 街 路 整 備 事 業 費	83,000	の都合により、	し後の利	る。	90,000			
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	842,000	一部又は全部	率)		1,215,000			
県 立 高 等 学 校 整 備 事 業 費	4,187,000	を翌年度以降			5,319,000			
		に繰り下げて						
		借り入れるこ						
		とができる。						
		発行価格が						
		額面金額を下						
		回るときは、						
		その発行差額						
		をうめるため						
		必要な金額を						
		加算した額を						
		限度額とする						
		ことができる。						

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公有林整備費	千円	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で)	据置期間を含め50年以内 年賦元利均等償還又は元金均等償還等	千円			
	50,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができない。				
		(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。			71,000	(補正前に同じ)		
計	26,606,000				50,095,000			

令和6年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,285,136千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金			15,000	15,000
	1 繰越金		15,000	15,000
歳 入 合 計		1,270,136	15,000	1,285,136

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		70,000	15,000	85,000
	1 繰出金	70,000	15,000	85,000
歳 出 合 計		1,270,136	15,000	1,285,136

令和6年度熊本県下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度熊本県下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和6年度熊本県下水道事業会計予算第4条本文括弧書中「513,722千円」を「502,695千円」に、「46,392千円」を「48,030千円」に、「467,330千円」を「454,665千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	2,550,688千円	132,027千円	2,682,715千円
第5項 他会計借入金	0千円	132,027千円	132,027千円
	支	出	
第1款 資本的支出	3,064,410千円	121,000千円	3,185,410千円
第1項 建設改良費	2,378,857千円	20,000千円	2,398,857千円
第4項 他会計繰出金	0千円	101,000千円	101,000千円

令和6年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度熊本県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和7年度 ～令和8年度	千円 292,214
	年次別内訳	
	令和7年度	232,880
令和8年度	59,334	

公 告

熊本県公告第455号

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第19条第1項の規定により公聴会を開催するので、熊本県環境影響評価条例施行規則（平成12年熊本県規則第56号）第23条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）7月19日

熊本県知事 木 村 敬

- 事業者の氏名及び住所
 - 氏名 日本風力サービス株式会社 代表取締役 倉田 隆広
 - 住所 東京都港区芝二丁目5番10号 芝公園NDビル6階
- 対象事業の名称、種類及び規模
 - 名称 (仮称) 出水ウインドファーム事業
 - 種類 風力発電所の設置
 - 規模 最大出力60, 200キロワット
- 対象事業実施区域の位置
鹿児島県出水市
- 関係地域
鹿児島県出水市及び熊本県水俣市
- 公聴会の開催を予定する日時及び場所
 - 日時
令和6年（2024年）8月21日（水）午後2時から午後4時まで
 - 場所
水俣市総合もやい直しセンター「もやい館」2階 ギャラリーA
(熊本県水俣市牧ノ内3-1)
- 公聴会において意見を聴こうとする事項
「(仮称) 出水ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書」に関する熊本県内の環境の保全の見地からの意見
- 公述の申出に関する事項
公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述人」という。）は、令和6年（2024年）8月7日（水）まで（必着）に、次に掲げる事項を記載した知事宛ての書面（以下「公述申出書」という。別添様式を参照のこと。）を提出するものとする。
 - 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公述人の氏名及び職名。氏名又は名称には振り仮名を付けること。）
 - 連絡先の電話番号
 - 対象事業の名称
 - 熊本県内の環境の保全の見地からの意見の要旨（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）
- 公述申出書の提出先
〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
封筒に「公述申出書在中」と朱書きすること。
- 公述に関する注意事項
 - 公述の順番は、公述申出書の受付順とする。
 - 公聴会の会場及び時間について、公述人が多数の場合は変更する場合がある。（その場合において、あらかじめ公述人に通知する。）
 - 公述時間（公述人が意見を述べる時間）については、一人につき10分程度を予定している。（公述人が多数あるときその他公聴会の目的を達成するために必要と認めるときは、公述時間を定めるものとし、あらかじめ公述人に通知する。）
 - 公述人は、日本語により陳述するものとする。
 - 公述人は、公聴会に自ら出席して意見を述べるものとする。
 - 公聴会において発言できる者は、公述人に限るものとし、その発言は、前記6の範囲を超えてはならない。
 - 対象事業の内容や準備書について県又は事業者からの説明・質疑応答は行わない。
- 傍聴について
傍聴を希望する者は、公聴会の開始予定時刻までに、開催会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。この場合において、入場は受付順とする。なお、開催場所の駐車場に限りがあるため、できるだけ公共交通機関を利用すること。
- 開催の中止等について
前記7の公述の申出がない場合は、開催を中止する。
- 問合せ先
熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
電話番号 096-333-2268

別紙様式

公 述 申 出 書

公聴会において環境保全の見地からの意見を述べたいので、熊本県環境影響評価条例施行規則第24条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

令和 年 月 日

熊本県知事 木村 敬 様

公 述 申 出 者

住 所 _____

ふりがな _____

氏 名 _____

連絡先 _____

(公述申出者の住所、氏名、連絡先は、事前に開催時間等をお知らせする必要がありますので、必ず記載してください。また、法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び職名を記載してください。)

対 象 事 業 の 名 称 「(仮称) 出水ウインドファーム事業」

意 見 の 要 旨

(準備書に係る熊本県内の環境保全の見地からの意見について、項目ごとにその理由も含め、具体的に整理して、記載してください。)

- ・ 上欄に記載しきれない場合は、裏面もご利用ください。
- ・ 提出期限 令和6年(2024年)8月7日(水)

熊本県公告第456号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について同法第8条第1項の規定により宇城市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

令和6年（2024年）7月19日

熊本県知事 木 村 敬

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ナフコ松橋店、ラ・ムー宇城店
宇城市松橋町曲野152番 外
- 宇城市から聴取した意見の概要
 - 用地管理関係
計画地西側出入口No. 3にカーブミラーが必要であれば市道路占用若しくは県河川占用の手続きを行うこと。
計画地西側市道の幅員は6.0mであるため、大型搬出入車両の通行は一般車両の影響が少ない時間帯を検討ください。
 - 公害防止関係
 - 大気汚染
事業所及び事業所周辺における粉塵の飛散等の防止対策に十分注意を払い、大気汚染防止法等関係法令に基づく各種規制基準を遵守すること。
 - 騒音
事業所及び事業所周辺内における騒音の防止対策に十分注意を払い、騒音規制法等関係法令に基づく各種規制基準を遵守すること。
 - 特定施設を設置する場合は、事前に届出を行うこと。
 - 振動
事業所及び事業所周辺内における振動の防止対策に十分注意を払い、振動規制法等関係法令に基づく各種規制基準を遵守すること。
 - 特定施設を設置する場合は、事前に届出を行うこと。
 - 水質汚濁
事業所から排出される排水汚濁等の防止対策に十分注意を払い、水質汚濁防止法、県条例（熊本県生活環境の保全等に関する条例、熊本県地下水保全条例等）関係法令に基づく各種規制基準を遵守すること。なお、事業所内廃棄物への雨水による浸出水に伴う水質汚濁等については、特に注意を払うこと。
 - 土壌汚染
事業所及び事業所周辺内における土壌汚染の防止対策に十分注意を払い、土壌汚染対策法等関係法令に基づく各種規制基準を遵守すること。
 - 悪臭
事業所及び事業所周辺内における悪臭の防止対策に十分注意を払い、悪臭防止法等関係法令に基づく各種規制基準を遵守すること。
 - その他
廃棄物の処理は許可を受けた処理業者に委託すること。
（市では、事業系一般廃棄物の収集及び産業廃棄物の収集・運搬・処分を行いません。）
- 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局総務振興課
令和6年（2024年）7月19日から令和6年（2024年）8月19日まで

熊本県公告第457号

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年（2024年）7月19日

熊本県知事 木 村 敬

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和6年度（2024年度）熊本県職員グループウェアシステム機器更改に伴う移行業務一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和6年（2024年）6月17日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
T I S 株式会社 九州支社

- 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目5-1
- 5 随意契約に係る契約金額
66,481,800円(うち消費税及び地方消費税の額6,043,800円)
 - 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第2号による。

熊本県公告第458号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年(2024年)7月19日

熊本県知事 木村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市大島字新四ツ山1722番25の一部及び同1722番26の一部
4,526.48平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
荒尾市大島1722番地27
松本木材株式会社

熊本県公告第459号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年(2024年)7月19日

熊本県知事 木村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇土市岩古曾町字小無田2211番1、同2211番4、同2211番5、同2211番6、同2211番7、同2211番8、同2211番9、同2234番1、同2234番2、同2234番3、同2234番4、同2234番5、同2234番6、同2234番7、同2234番8、同2234番9、同2234番10、同2234番11、同2234番12、同2234番13、同2234番14、同2234番15、同2234番16、同2234番17及び水路の一部
4,469.13平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市南区御幸西二丁目1番52号
虹色不動産株式会社

熊本県公告第460号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年(2024年)7月19日

熊本県知事 木村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字宅地259番3
362.23平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市中央区水前寺一丁目22番18号
株式会社タウン開発

登載依頼

有明海自動車航送船組合告示第2号

有明海自動車航送船組合議会令和6年第1回臨時会を令和6年7月24日午前11時長崎県雲仙市に招集する。
令和6年7月19日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

熊本県有明海区漁業調整委員会指示第48号

ハマグリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、漁業権者である漁業協同組合が同

一共同漁業権漁場内で移植する場合、又は試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

令和6年(2024年)7月19日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 橋本 孝

1 指示の内容

熊本県有明海区(昭和25年農林省告示第129号に定める海域)において、殻幅17ミリメートル未満のハマグリを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

令和6年(2024年)9月1日から令和8年(2026年)8月31日まで

熊本県文化財保護審議会公告第1号

熊本県文化財保護審議会の会議を次のとおり開催する。

令和6年(2024年)7月19日

熊本県教育庁教育総務局文化課長

1 開催日時

令和6年(2024年)7月26日(金)午前9時30分から

2 開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟 本館5階 審議会室

3 議題

(1) 報告事項

ア 平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨被災文化財に関する今年度の取組予定について

イ 能登半島地震に関する支援状況について

ウ 熊本県文化財保存活用大綱に関する今年度の取組予定について

(2) 協議事項

文化財の県指定候補について

4 傍聴者の定員

5人

5 傍聴手続

会議開催15分前に会議会場で先着順に受付を行い、定員になり次第終了する。

6 傍聴における留意事項

3(1)報告事項のみを公開する。

7 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育総務局文化課文化財活用班
(電話096-333-2707)

熊本県警察本部公告第63号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第13条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年(2024年)7月19日

熊本県警察本部長 宮内 彰 久

1 落札に係る特定役務の名称

「固定電話に防犯機能を付加する機器」購入支援業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部生活安全企画課犯罪抑止対策室

3 落札者を決定した日

令和6年(2024年)5月16日

4 落札者の氏名及び住所

熊本市北区鹿子木町47番地2
株式会社岡商店
代表取締役 岡 秀太郎

5 落札金額

73,327,540円(うち消費税及び地方消費税額6,666,140円)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条に規定する公告を行った日

令和6年(2024年)4月5日

熊本県立図書館協議会公告第1号

令和6年度(2024年度)第1回熊本県立図書館協議会の会議を次のとおり開催する。
令和6年(2024年)7月19日

熊本県立図書館協議会

- 開催日時
令和6年(2024年)7月31日(水)午後2時から午後4時まで
- 開催場所
熊本市中心区出水二丁目5番1号
熊本県立図書館 2階応接室
- 議題
(1) 令和5年度(2023年度)短期行動計画について
- 傍聴人の定員
5人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先
熊本市中心区出水二丁目5番1号
熊本県立図書館協議会事務局(熊本県立図書館総務課内)
(電話096-384-5000)

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年7月19日

熊本県教育長 白石伸一

熊本県教育委員会規則第6号

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則
熊本県立高等学校学則(昭和40年熊本県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表熊本県立阿蘇中央高等学校の項中「普通科」を「普通科 探究科」に改め、「農業食品科 グリーン環境科」を「農と食の科学科 緑と水の科学科」に改め、同表熊本県立水俣高等学校の項中「電気建築システム科」を「半導体情報科 建築科」に改める。

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正前の別表に規定する熊本県立阿蘇中央高等学校全日制農業食品科及びグリーン環境科並びに熊本県立水俣高等学校全日制電気建築システム科は、改正後の別表の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、存続するものとする。

熊本県教育委員会公告第38号

第4回第4期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会を次のとおり開催します。
令和6年(2024年)7月19日

熊本県教育長 白石伸一

- 開催日時
令和6年(2024年)7月26日(金) 午後1時30分から午後3時30分まで
- 場所
熊本市中心区水前寺六丁目18-1
熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 議題
熊本県教育委員会の点検及び評価(令和5年度対象)及び「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」の令和5年度の取組について等
- 傍聴者の定員
5人
- 傍聴手続
(1) 傍聴を希望される方は、午後1時20分までに会議の会場において受付を行います。
(2) 傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選により決定します。
- 問合せ先
熊本県熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育政策課
(電話096-333-2699)

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月19日

熊本県人事委員会委員長 出田孝一

熊本県人事委員会規則第23号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表市町村の表菊陽町の部町長部局の款本庁（会計課を含む。）の項中「部長」を「部長 危機管理監 センター長」に、「次長」を「次長 技監」に、「室長」を「室長 政策監 調整監 副センター長」に、「財政課課長補佐」を「財政課課長補佐（財政係の業務を担当する課長補佐に限る。）」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本・上益城地域保健医療推進協議会熊本中央救急医療圏救急医療専門部会公告第1号

令和6年度（2024年度）第1回熊本・上益城地域保健医療推進協議会熊本中央救急医療圏救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

令和6年（2024年）7月19日

熊本・上益城地域保健医療推進協議会熊本中央救急医療圏
救急医療専門部会長

- 開催日時
令和6年（2024年）8月1日（木）午後2時から午後3時30分まで
- 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁防災センター313会議室
- 議題
1）会長・副会長の選任
2）救急告示医療機関の認定
3）救急搬送の受入れ状況等実態調査について
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本・上益城地域保健医療推進協議会熊本中央救急医療圏救急医療専門部会事務局
(熊本県健康福祉部健康局医療政策課)
(電話096-333-2246)